

○東総地区広域市町村圏事務組合公印規則

昭和 46 年 10 月 13 日

規 則 第 1 号

改正 昭和 50 年 10 月 31 日規則第 1 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 6 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、本組合の公印の管理および使用その他について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則で公印とは、公文書に使用する組合印および職印をいう。

(規格および管守者)

第 3 条 公印の名称、形状寸法および書体、使用区分、管守者ならびに個数は別表第 1 および別表第 2 のとおりとする。

(保管および取扱者)

第 4 条 公印は、管守者が責任をもって保管しなければならない。

2 管守者は、当該所属職員の中から公印取扱者を置くことができる。

3 取扱者は、管守者の命を受け公印の使用、保管その他公印に関する事務に従事する。

(台帳)

第 5 条 事務局長は公印台帳（別記様式第 1 号）を作成し、公印の調製、改刻または廃棄のつど必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。

(調製および改廃)

第 6 条 公印を調製、改刻または廃棄する場合管守者は事由を付し、事務局長を経て管理者の決裁を受けなければならない。

(使用)

第 7 条 公印は、決裁の済んだ文書でなければ使用することができない。

- 2 公印を使用するときは、押印しようとする文書および決裁済の原議書（以下「原議書」という。）を添えて管守者に提示し、原議書に管守者の確認印を受けなければならない。この場合原議書が無いときは、公印使用簿（別記様式第2号）により管守者の決裁を経て使用しなければならない。
- 3 公印の使用は、一定の場所に置いて使用しなければならない。ただし特別の理由のため定置する場所において使用することができないときは、公印特別使用承認書（別記様式第3号）を管守者に提出し承認を得なければならない。

（公印の告示）

第8条 公印の調製、改刻または廃止したときは、印影を付して告示するものとする。

（廃止された公印の保存および廃棄）

第9条 廃止された公印は、廃止された日から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 前項の保存期間を経過した公印は、裁断または焼却しなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和46年9月18日から適用する。

附 則（昭和50年10月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年2月17日から適用する。

附 則（平成19年3月30日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

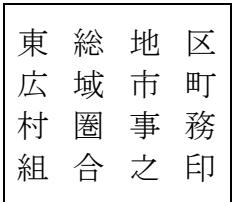
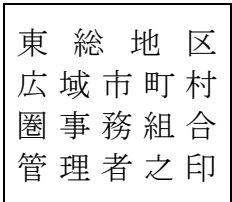
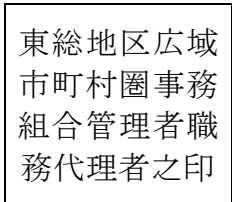
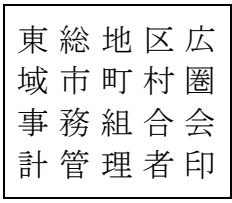
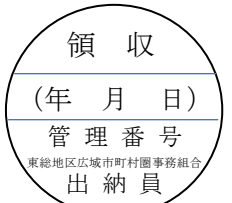
附 則（令和3年4月1日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

名 称	様式	書 体	寸 法 ミリメートル	使 用 区 分	管 守 者	個 数
東総地区広域市町村圏 事務組合之印	1	てん書	方 3 0	組合名をもって する文書	事務局長	1
東総地区広域市町村圏 事務組合管理者之印	2	てん書	方 2 1	辞令契約その他 管理者名をもつ てする文書	事務局長	1
東総地区広域市町村圏 事務組合管理者職務代 理者之印	3	てん書	方 2 1	管理者職務代理 者名をもってす る文書	事務局長	1
東総地区広域市町村圏 事務組合会計管理者印	4	てん書	方 2 1	会計管理者名を もってする文書	会計管理者	1
東総地区広域市町村 圏事務組合出納員領 収印	5	楷書	直径 3 0	出納員専用	会計管理者	1
東総地区広域市町村 圏事務組合分任出納 員領収印	6	楷書	直径 3 0	分任出納員専 用	環境施設課長	4

別表第 2（第 3 条関係）

1 	2 	3 
4 	5 	6 

様式第 1 号（第 5 条関係）

公 印 台 帳

公印名		管 守 者		
使 途		年 月 日	職	氏 名
印 影		年 月 日		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
調 製				
廃 止	年 月 日	廃止の理由		
焼 却	年 月 日			

様式第 2 号（第 7 条関係）

公 印 使 用 簿

使 用 年 月 日	使 用 目 的	氏 名

様式第 3 号（第 7 条関係）

公 印 特 別 使 用 承 認 願

管守者印	携帯年月日	返納年月日	事 由	使 用 者		
				職	氏 名	印